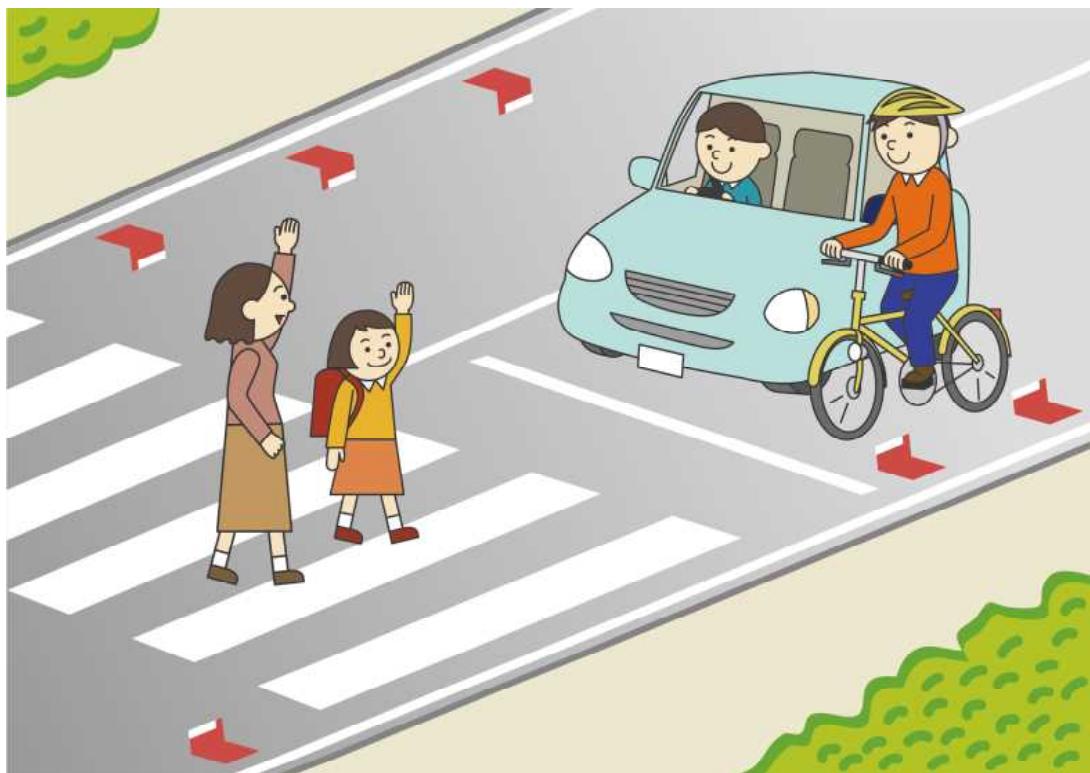


令和 5 年度
交 通 安 全 活 動 計 画



交 通 安 全 運 動 年 間 ス ロ ー ガ ン
『急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ』
(令和 2 年度群馬県交通安全標語コンクール 一般の部 最優秀作品)

群 馬 県 交 通 対 策 協 議 会

第1 趣旨

この計画は、交通事故のない安全で快適な「交通安全県・群馬」の実現を目指し、令和5年度における交通安全活動の効果的な推進を図るため、必要な事項を定める。

第2 目的

県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」のある運転や行動を促進し、交通事故防止の徹底を図る。

第3 重点

① 高齢者の交通事故防止	⑤ 出会い頭事故・追突事故の防止
② 子どもの交通事故防止	⑥ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
③ 自転車の交通事故防止	⑦ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
④ 飲酒運転の根絶	

※ その他交通情勢に応じて各活動の重点を定める。

第4 交通安全運動年間スローガン

急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ

第5 主唱

群馬県交通対策協議会及び市町村交通対策協議会

第6 進め方

県及び市町村をはじめ、交通関係機関・団体は、この計画に基づき、地域の特性や実態に応じた交通安全活動を実施する。

第7 活動等の種別・実施期間

	活動等の種別	期間
1	高齢者の交通事故防止	年間：高齢者交通安全日 毎月25日
2	子どもの交通事故防止	年間
3	自転車のマナーアップ運動	年間：自転車マナーアップデー 每月15日 ※5月は自転車活用推進法で定められた「自転車月間」
4	飲酒運転の根絶	年間
5	命を救う思いやり110番通報	年間
6	出会い頭事故・追突事故の防止	年間
7	夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材着用促進	年間
8	足元に生命（いのち）の発信運動	年間
9	全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底	年間
10	信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための対策	年間
11	県民交通安全日	毎月1日
12	新入学時期の交通事故防止運動	4月6日～4月15日の10日間
13	春の全国交通安全運動	5月11日～5月20日の10日間
14	夏の県民交通安全運動	7月11日～7月20日の10日間
15	秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日の10日間
16	冬の県民交通安全運動	12月1日～12月10日の10日間
17	交通死亡事故抑止対策	交通事故情勢に対応して実施

第8 各種活動の実施要領等

「高齢者の交通事故防止」実施要領

1 目的

交通事故死者に占める高齢者の割合が極めて高いほか、高齢運転者が加害者となる事故も増加しているため、高齢者自身に身体機能の変化を自覚した安全な行動や運転を促すとともに、他の年齢層に対しては高齢者への配慮と保護の意識を醸成し、高齢者の交通事故防止を図る。

2 実施期間等

- (1) 年間を通じて実施する。
- (2) 毎月25日を「高齢者交通安全日」とする。

3 取組項目

- (1) 高齢歩行者対策の推進
- (2) 高齢運転者対策の推進
- (3) 高齢者への配慮

4 実施事項

(1) 高齢歩行者は

- ア 道路の横断は、近くの横断歩道などを利用し、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、横断開始前にしっかりと止まって左右の安全を確認する。横断中も左右の安全を確認し、左側から進行して来る車両との距離感覚がつかみにくいことから、左側からの車両特に注意する。
- イ 夕暮れ時や夜間は、「他の通行車両から見えにくい」ことを認識し、外出する時は、反射材と明るい色の服装を着用する。また、普段から反射材を持ち歩き活用する。
- ウ 高齢歩行者が犠牲となる交通事故の多くは、自宅付近で発生していることから、交通事故は他人事ではなく、自分自身の事として考え、慣れた道でも交通ルールを守り、交通マナーを実践する。

(2) 高齢運転者は

- ア 自動車を運転する場合は、一時停止や信号などの交通ルールを厳守し、運転中は運転に集中する。また、体調不良時は運転しない。
- イ 交通安全教室等に積極的に参加して、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある場合は、安全運転相談ダイヤル（#8080）を利用し、運転免許証の自主返納や、サポートカー限定免許への切替えを検討する。
- エ 70歳以上の運転者は、「高齢運転者標識」（高齢運転者マーク）の表示に努める。
- オ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の体験乗車等により、サポカーの有用性を理解する。
- カ 外出時には、徒歩や自転車、鉄道、バス等の公共交通を積極的に利用するなど、過度に自動車に依存した生活をとらないよう努める。

(3) 一般運転者は

- ア 高齢の歩行者や自転車利用者の中には、誤った通行方法や不用意な横断など危険な行動をとる人がいることに注意し、危険を予測した「かもしれない運転」を実践する。
- イ 夜間、道路横断中の高齢歩行者が犠牲となる交通事故が多発していることから、速度を控え、歩行者等の動きに注意する。また、早めのライト点灯や、夜間の対向車や先行車がない状況におけるライト上向きを積極的に実践し、歩行者や自転車の早期発見に努める。
- ウ 右側から横断する高齢歩行者との事故が多いことから、右側からの歩行者に特に注意する。
- エ 高齢運転者標識を付けた自動車に対しては、思いやりのある運転をし、幅寄せや急な進路変更を絶対にしない。
- カ 徘徊している高齢者や道路上で危険な行動をとっている者を発見したときは、躊躇なく110番通報する。

(4) 家庭・地域では

- ア 高齢者が出かけるときは、自動車等に十分注意するよう声をかける。また、反射材の着用を促す。
- イ 老人クラブや町内会等が主体となり、関係機関と連携して高齢者を対象とした「参加・体験・実践型」の交通安全教室等を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。
- ウ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化により、安全運転に不安のある高齢運転者に対しては、安全運転相談ダイヤル（#8080）を利用し、運転免許証の自主返納や、サポートカー限定免許への切替えを勧めるとともに、鉄道やバス等の公共交通の利用を促す。
- エ 各季の交通安全運動や「高齢者交通安全日」などの機会に、家庭で交通事故防止について話し合う。

(5) 学校・職場では

- 朝礼や会議等の機会を活用して、高齢者の行動特性について理解させるとともに、危険行動を予測した一時停止や徐行等安全運転について具体的に指導する。

「子どもの交通事故防止」実施要領

1 目的

子ども自身に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民一人ひとりが、子どもを悲惨な交通事故から守るため、優しさと思いやりによる保護意識をより一層高めることにより、子どもの交通事故防止を図る。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 取組項目

- (1) 通学路等の交通安全の確保
- (2) 段階的かつ効果的な交通安全教育の推進
- (3) 優しさと思いやりのある運転の励行

4 実施事項

(1) 子どもは

- ア 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、必ず左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
- イ 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待つ。また、信号が青に変わってもすぐに横断せず、周囲の安全を確認して、車の動きに注意しながら横断する。
- ウ 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用し、信号や一時停止などの交通ルールを守る。

(2) 運転者は

- ア 道路付近で子どもを見かけたときは、不意の飛び出し等にも対応できるよう、減速や徐行をする。
- イ 道路を横断しようとする子どもがいる時は、一時停止して道を譲るなど、子どもの安全を守る運転をする。

(3) 家庭では

- ア 交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、道路における安全な歩行や自転車の安全な通行などについて具体的な指導をする。
- イ 子どもの交通安全には、家庭における教育が重要であることを再認識し、保護者は子どもの模範となるよう、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する。
- ウ 子どもが出かける時は、自動車等に十分注意するよう声をかける。

(4) 保育所・認定こども園・幼稚園・学校では

- ア 入学式・入園式等の機会を利用し、保護者と子どもに対する「参加・体験・実践型」の交通安全教室を開催し、交通安全意識を高める。
- イ 子どもに安全な通学・通園を習慣づけるため、PTA等と協力して交通安全指導や保護誘導活動を行う。
- ウ 朝礼・ホームルーム・学級活動等の時間を活用して歩行時や自転車乗用時などの具体的な交通安全指導を行う。
- エ 子どもの行動範囲や行動特性は年齢により異なるので、基本的な交通ルールに加え、年齢・学年に応じた具体的な交通安全指導・教育を実施する。
- オ 関係機関・団体と連携して通学路や未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全点検を実施し、交通危険箇所の発見と改善に努める。

(5) 地域では

- ア 通学路等に交通指導員等を配置し、児童、生徒等に対して正しい通行と安全な横断方法等について現場指導を実施する。
- イ 車両の直前・直後の横断や路上遊戯等交通ルールを守らない子どもがいた時は、その場で指導する。

「自転車のマナーアップ運動」実施要領

1 目的

自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図る。

2 実施期間等

- (1) 年間を通じて実施する。
- (2) 毎月15日を「自転車マナーアップデー」とする。
- (3) 5月は自転車活用推進法で定められた「自転車月間」。

3 取組項目

- (1) 自転車の交通ルールとマナーの周知徹底
- (2) 自転車保険等加入及び乗車用ヘルメット着用の促進

4 実施事項

- (1) 自転車利用者は
 - ア 車両であることを再認識し、信号の遵守や交差点での一時停止、車道（路側帯を含む。）の左側通行等交通ルールの遵守と安全確認を徹底する。
 - イ 歩道を通行できる場合でも歩行者優先を徹底する。
 - ウ 夕暮れ時や夜間は、他の通行車両や歩行者から見えにくいことを認識し、早めにライトを点灯するとともに、反射材を着用する。
 - エ 自転車が加害者となる高額賠償事案が発生していることから、「群馬県交通安全条例」に基づき、自転車保険等に加入して交通事故の賠償に備える。
 - オ 安全に乗るため、日頃から自転車の点検・整備を徹底する。特に自転車保険の付加されたT-Sマークを受けられる自転車安全整備店での点検・整備を受ける。
 - カ 事故時の被害軽減を図るため、乗車用ヘルメットの着用に努める。
 - キ 通行の妨げとなる迷惑駐輪や自転車放置をしない。
- (2) 家庭では
 - ア 自転車事故の危険性や自転車による迷惑行為、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。
 - イ 「群馬県交通安全条例」に基づき、こども（保護者が監護する未成年者）が自転車を利用するときは、自転車保険等に加入するとともに、乗車用ヘルメットを着用させるように努める。
- (3) 学校では
 - ア 学年に応じた自転車の正しい乗り方や「自転車安全利用五則」等を活用した指導を行う。
 - イ 中学校・高等学校における交通安全教室等を開催し、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させる。
 - ウ 登下校時の交通安全指導を実施する。
- (4) 地域では
 - 自転車の危険・迷惑行為を見かけた時は、安全指導を行う。
- (5) 職場では
 - ア 自転車を利用する職員に対して、「自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールの遵守や自転車保険等の加入、乗車用ヘルメットの着用等について指導する。
 - イ 自転車の斜め横断や一時不停止等を予測した安全運転について指導する。
- (6) 自転車販売業者
 - 購入者に対して、乗車用ヘルメットの着用や定期的な点検整備・自転車保険等加入の必要性等自転車の安全利用に関する情報提供に努める。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

「飲酒運転の根絶」実施要領

1 目的

重大交通事故を引き起こす飲酒運転の危険性や違法性の周知・徹底を図るとともに、家庭、職場、地域等が連携して飲酒運転の根絶を図る。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 取組項目

「飲酒運転を絶対にしない・させない」の徹底

4 実施事項

(1) 運転者、同乗者等は

- ア 飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持つ。
- イ 酒類が出ることが予想される会合等には車を使用せず、公共交通機関等の利用を徹底する。車を使用した場合は、「ハンドルキーパー」として飲酒を控えるか、自動車運転代行サービスを利用する。
- ウ 二日酔いで運転をすれば、飲酒運転になることを強く認識し、飲酒量及び飲酒時間に配意し、深酒はしない。

(2) 家庭では

- ア 飲酒運転による交通事故の悲惨さと責任の重大さなどを家族で話し合い、「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを徹底する。

- イ 車を運転してきた来客には、酒を出さない・飲ませない。

(3) 地域では

- ア 広報誌、回覧板、有線放送等を活用し、飲酒運転の危険性や違法性の積極的な啓発に努め、飲酒運転の根絶に向けた気運を高める。

- イ 地区の会合等あらゆる機会を捉え、「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを相互に確認し、「飲酒運転を許さない社会環境」を作る。

(4) 職場では

- ア 朝礼・会議等を活用して、職員に飲酒運転の危険性や違法性の周知・徹底を図る。

- イ 飲酒を伴う会合等では、責任者が車の鍵を預かるなどの配慮を徹底する。

- ウ 職場単位で「飲酒運転根絶宣言」を採択するなど、職場ぐるみで根絶気運の高揚を図る。

- エ 自動車運送事業者の営業所等では、アルコール検知器を適正に活用し、飲酒運転防止を徹底する。

- オ 安全運転管理者は、業務として定められた酒気帯び確認を徹底する。

- カ グループ等で飲酒する場合は、飲酒せずに仲間を自宅まで安全に送り届ける「ハンドルキーパー」を決める。

(5) 酒類を提供する飲食店は

- 来店者には車で来たかどうかを確認し、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動を促進する。

「命を救う思いやり110番通報」実施要領

1 目的

県民に広く「命を救う思いやり110番通報」の重要性を周知し、機を失しない110番通報及び保護活動により交通事故防止を図る。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 実施方法

県民は、通報対象である

- ・ 車道を歩いているなど危険と認められる人
- ・ 飲酒や病気の影響で道路上に寝ていたりうずくまっている人
- ・ 道路上で遊びに夢中になつていて危険と認められるこども

等の存在に気付き、その状況から交通事故遭遇の危険性を感じた場合には、躊躇なく110番通報を行い、通報対象を危険から回避させる。

「出会い頭事故・追突事故の防止」実施要領

1 目的

全交通事故に占める出会い頭事故及び追突事故の割合が高いことから、安全確認の励行や一時停止の厳守、車間距離の確保などにより、出会い頭事故・追突事故を防止し、より一層の交通事故総量の減少を図る。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 取組項目

- (1) 交差点における停止（徐行）・安全確認の徹底
- (2) 正しい合図の励行
- (3) 追突しない・されないための運転の励行

4 実施事項

(1) 運転者は

- ア 一時停止交差点では、停止線の直前で確実に停止して安全確認し、交差道路に進入する直前で再度停止して安全確認を徹底する。
- イ 見通しの悪い交差点では、優先意識を払拭して徐行と左右の安全確認を徹底し、不意の飛び出し等に対応できる予測運転に心がける。
- ウ 追突事故を起こさないために、運転中は運転に集中し、前車との十分な車間距離を確保する。特に運転中の携帯電話やスマートフォンの使用は運転への集中力が低下し事故の危険性が増大することを再認識する。
- エ 追突事故に遭わないために、正しい合図（右左折時30メートル手前、進路変更時3秒前の方向指示器点灯）と早めのライト点灯（テールランプ点灯）を行う。
- オ 心と時間にゆとりを持った運転に心がけ、お互いに道を譲り合うなど、優しさと思いやりのある運転をする。

(2) 学校等では

朝礼、学級活動等を活用し、交差点の安全な通行方法や飛び出しの危険性等について指導する。

(3) 家庭では

歩行者、自転車利用者、自動車運転者、それぞれの立場で、交差点通行時の危険性などについて話し合う。

(4) 職場では

朝礼、会議等を活用して、交差点通行時の危険性や出会い頭事故・追突事故を起こさない・遭わない安全運転について具体的に指導する。

「夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材着用促進」実施要領

1 目的

夕暮れ時や夜間における交通事故が多発していることから、夕暮れ時の早めのライト点灯や夜間におけるライト上向きの実践、歩行者・自転車利用者の反射材の活用と明るい色の服装の着用を促進し、夕暮れ時や夜間における交通事故の防止を図る。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 取組項目

- (1) 夕暮れ時の早めのライト点灯・夜間におけるライト上向きの実践
- (2) 反射材の着用促進

4 実施事項

(1) 運転者は

ア 歩行者や対向車に自車の接近を知らせるため、日没30分前の早めのライト点灯を実践する。
イ 夜間は、対向車等に配意しながら車のライトを上向きにして視界を確保し、歩行者等の早期発見に努める。

ウ 自動車等運転中は、進行方向の左右にも注意する。特に対向車などで視界が遮られる右方からの横断歩行者に注意する。

(2) 自転車利用者は

夕暮れ時や夜間は、「他の通行車両や歩行者から見えにくい」ことを認識し、早めにライトを点灯するとともに反射材を着用し、自車の存在を早めに知らせる。

(3) 歩行者は

夕暮れ時や夜間は、「他の通行車両から見えにくい」ことを認識し、反射材の活用と明るい色の服装を着用する。また、普段から反射材を持ち歩き活用する。

(4) 家庭では

夕暮れ時や夜間に外出する場合は、反射材の活用と明るい色の服装の着用、早めのライト点灯等を指導する。

(5) 職場では

ア 朝礼・会議等の機会に、夕暮れ時や夜間における視認性の低下など、交通の危険性について理解を促し、早めのライト点灯やライト上向きの積極的な実践等について指導する。

イ 徒歩通勤者には通勤・帰宅時の反射材着用を指導する。

「足元に生命（いのち）の発信運動」実施要領

1 目的

高齢者等が使用している履物に反射材を直接貼付して、実質的な活用を促進し、夜間における高齢者等の交通事故防止を図る。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 実施方法

(1) 貼付する履物

ア 家庭訪問時は原則として、普段外出の際に使用している全ての履物に貼付する。
イ 街頭指導時は指導時に履いている履き物にその場で貼付する。

(2) 貼付時の指導

「外出時は必ず反射材を貼付した履物を使用してください。」等のワンポイントアドバイスを行う。

(3) 貼付場所

履物の踵部分又は外側面で後（横）方向から見える場所

4 実施上の留意事項

- (1) 高齢者等に対して「反射材を知っていますか。」「反射材は自分の命を守ってくれますよ。」等の一聲呼びかけを励行し、反射材の効用を周知する。
- (2) 貼付の際は、必ず対象となる高齢者等又は家族の同意を得て行う。
- (3) 安全教育等に際して配布する場合にも、原則としてその場で貼付する。
- (4) 貼付を拒否した場合は、無理に貼付しない。

「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」実施要領

1 目的

交通事故による被害の防止・軽減を図るため、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性と効果についての啓発を積極的に促進し、全ての座席における着用を徹底する。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 取組項目

- (1) 全ての座席のシートベルト着用の徹底
- (2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

4 実施事項

(1) 運転者・同乗者は

- ア 自動車に乗車する場合は、必ずシートベルトを着用する。
- イ 人を同乗させて運転する場合は、後部席も含め、同乗者にシートベルトを着用させる。
- ウ 幼児・児童を同乗させるときは、こどもの発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。

(2) 家庭では

- ア シートベルト着用やチャイルドシート使用の必要性と効果について家族で話し合い、正しく着用する。
- イ 車で出かける家族に、全ての座席でシートベルトやチャイルドシートを着用するよう声をかける。

(3) 保育所・認定こども園・幼稚園・学校等では

- ア こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験型の交通安全教室を開催し、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい取付方法について指導する。
- イ 保護者にチャイルドシートの必要性と正しい使用の徹底を呼びかける。

(4) 地域では

- ア 回覧板等を活用し、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と効果について呼びかける。
- イ 各種行事等の機会を捉え、チラシ等を活用し、着用の必要性と効果について啓発する。

(5) 職場では

- ア 業務中や出勤・退社時に全ての座席のシートベルトの着用を指導するなど、職場ぐるみで着用の徹底を図る。
- イ 社内広報紙等を活用して、全ての座席のシートベルト着用を徹底させるとともに、チャイルドシートの使用の必要性について啓発する。

「信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための対策」実施要領

1 目的

運転者と歩行者双方の横断歩道における交通ルールの徹底を図り、自動車運転者と歩行者双方の遵法意識の高揚を図る。

2 実施期間

年間を通じて実施する。

3 取組項目

- (1) 横断歩道に関わる交通ルール遵守に向けた各種広報活動
- (2) 道路の安全な横断方法の周知

4 実施事項

(1) 運転者は

横断歩道手前における減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について再認識するとともに、横断歩道付近において横断しようとする歩行者がいるときは、必ず停止して進路を譲る。

(2) 歩行者は

道路横断時には、横断歩道が付近にあるときは必ず横断歩道を活用し、横断歩道の利用の有無にかかわらず、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全を十分に確認する。

(3) 家庭・学校では

将来の運転者となるこどもにも「横断歩道における歩行者優先」について折に触れて指導し、歩行者優先意識の浸透を図る。

「県民交通安全日」

群馬県交通安全条例 平成26年12月22日施行

(県民交通安全日)

第15条 県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎月1日を県民交通安全日とし、県、市町村及び交通安全に携わる団体は相互に連携して交通安全の啓発に努めるものとする。

群馬県交通安全条例

群馬県条例第78号

私たちの生活において欠かすことのできない車、その恩恵により経済的にも文化的にも日常生活も豊かになったことは間違ひありません。まさに「車社会」というにふさわしい群馬県。しかしその一方で、人口当たりの交通事故件数は依然として全国的にも高い位置にあります。

かけがえのない大切な家族や仲間の尊い命が失われるという痛ましい交通事故は、これから的人生を生きる権利を奪ってしまうばかりか、残された人々に大きな悲しみを与えます。それと同時に、現代社会に大きな犠牲と損害をもたらしているという現実を私たちは直視しなければなりません。

群馬県では、これまで高校生に対して「三ない運動」を推奨してきました。しかしながら、一方では自転車事故の多さやマナーの悪化が問題となっております。また、四輪の普通免許取得後一年以内の事故発生率は、全国的にも高い水準で推移しております。

交通安全は、県民一人一人が真剣に取り組むべき重要課題であります。子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、交通安全教育を実施していくことが必要であり、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう努め、生涯にわたって「車社会」で生きる力を育成していくことが大切です。

ここに、県民の安心安全と幸せを願い、人命尊重の理念のもとに悲惨な交通事故を撲滅するために「交通安全県・群馬」の確立を目指し、群馬県交通安全条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）とあいまって、県における道路交通その他の陸上交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、交通安全教育の推進による交通安全意識の高揚及び交通道徳の向上を期し、併せて交通環境の整備を図ることにより、県民生活の安全を確保することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町村及び交通安全に携わる団体の意見を反映させるよう緊密な連携を図らなければならない。
3 県は、定期又は臨時に交通安全運動のための期間を設ける等効果的な交通安全運動を実施するものとする。
4 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を促進するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第3条 市町村は、県の施策とあいまって、当該区域内の実情に応じた交通安全の確保に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、交通安全を確保するために一人一人の自覚と責任が重要であることを認識するとともに、法令を遵守し、その日常生活において自らすんで交通安全に関する活動を行うよう努めなければならない。
2 県民は、県、市町村及び交通安全に携わる団体が実施する交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。
3 県民は、車両を運転するときは、歩行者の安全の確保その他の交通事故防止に努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(交通安全教育の推進)

第6条 県は、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学等（以下「学校等」という。）並びに家庭、職場及び地域において、幼児から高齢者に至るまでの各年齢層を対象とした交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育に関し情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、高等学校、中等教育学校等の生徒が、在学中に自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達したことから、交通社会の一員としての責任ある行動がとれるよう、総合的かつ計画的な交通安全教育に努めなければならない。
3 県民は、家庭及び地域において、幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）を交通事故から守るとともに、生徒等に対する交通安全教育に努めなければならない。
4 学校等を設置し、又は管理する者（第9条の4第2項において「学校設置者等」という。）は、当該学校等に在籍し、又は入所している生徒等に対する心身の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が自発的に交通安全に関する活動を行うことができるよ

う配慮しなければならない。

(高齢者等への配慮)

- 第7条 県民及び事業者は、高齢者、障害者、幼児及び児童等（以下「高齢者等」という。）の交通事故を防止するため、高齢者等が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。
2 県は、高齢運転者標識、身体障害者標識等の普及及び啓発を図るものとする。

(危険な運転行為等の防止)

- 第8条 県民は、法令を遵守し常に安全運転の徹底に心がけ、飲酒運転、速度違反、無理な追越し等の危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。
2 県は、危険な運転行為及び違法駐車の防止に関する意識の啓発に努めるものとする。

(自転車事故の防止)

- 第9条 自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を利用する者（以下「自転車利用者」という。）は、車両の運転者であることを自覚し、法令を遵守して自転車が原因となる交通事故の防止に努めるとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。
2 自転車利用者は、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車事故の防止に関する知識の習得に努めるものとする。
3 自転車を販売する者は、自転車の購入者に対し、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供に努めなければならない。
4 県は、自転車事故の防止に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(乗車用ヘルメットの着用)

- 第9条の2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
2 自転車利用者は、自転車に他人を同乗させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
3 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

- 第9条の3 自転車利用者（未成年者を除く。）は、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供等)

- 第9条の4 自転車を販売する者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車を販売する者は、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
2 学校設置者等は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該学校設置者等は、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
3 県は、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(道路交通環境の整備)

- 第10条 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通管制の高度化その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、高齢者等の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、国、市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と連携して、交通事故が多発する箇所において現地の状況を診断し、必要があると認めるときは、各道路の管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全用具の普及)

第11条 県は、高齢者等の安全の確保を図るため、反射器材、幼児用補助装置その他の交通安全用具の普及に努めるものとする。

(公共交通の利用促進)

第12条 県は、交通事故の抑制を図るため、市町村及び交通事業者と連携して、県民の公共交通の利用促進に努めるものとする。

(救助及び救急医療体制の整備充実)

第13条 県は、市町村その他関係機関と連携して、交通事故による負傷者に対する救助及び救急医療体制の整備充実に努めるものとする。

(交通事故被害者等に対する支援)

第14条 県は、交通事故による被害者及びその家族に対する支援の充実を図るため、相談窓口及び救済制度に関する情報の提供に努めるものとする。

(県民交通安全日)

第15条 県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎月1日を県民交通安全日とし、県、市町村及び交通安全に携わる団体は相互に連携して交通安全の啓発に努めるものとする。

(交通死亡事故多発時の対応)

第16条 知事は、県内の全部又は一部の地域において交通死亡事故が多発しているときは、県民に対し、その状況を周知させるための警報を発し、交通死亡事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるものとする。

2 知事は、前項の警報を発したときは、関係市町村の長に対し、当該市町村の実情に応じた対策を講ずるよう協力を求めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。